

就業規則の作成

—就業規則は会社を守り発展させるもの—

就業規則とは

「就業規則？うちは小さい会社だから必要無いな。」

「従業員との労働トラブルから会社を守るもの？うちの会社にはトラブルが無いよ。」

就業規則は、労働者の労働条件や遵守すべき職場秩序を、明文化した会社のルールであって、会社と従業員との労働契約の内容となるものです。

就業規則に労働条件や遵守すべき職場秩序を定めておけば、労働トラブルを防止することができます。たとえば、私傷病休職の規定を正確に明記しておけば、長期間休んでいる従業員との労働トラブルを防止することができます。でも、市販のひな形やテンプレートの就業規則では、会社の実態に合わないルールとなって、労働トラブルを防止することができません。

また、就業規則は、労働トラブルの防止だけでなく、労務管理コストの削減、従業員満足度の高い職場環境を実現し、会社の業績をアップさせるものです。社長の熱い想いを最大限に盛り込んで、従業員がイキイキと働く明るい会社作りのために、就業規則は欠かせません。

当事務所では、社長の熱い想いに基づいて、御社の実態に合わせた就業規則の作成をサポートいたします。

就業規則の内容

- ・ 就業規則（正社員用）
- ・ 就業規則（パート・アルバイト用）
- ・ 賃金規程
- ・ 育児・介護休業規定
- ・ 個人情報保護規定
- ・ 退職金規定
- ・ 出張旅費規程
- ・ 自家用車利用規定 e t

就業規則を作るメリットは

① 労使間のトラブルを未然に防止し、安定した労使関係を作ることができる。

従業員とのトラブルは、未払い残業代請求や、解雇処分、復職の是非など多岐に渡ります。

就業規則を作ることによって、従業員にも会社のルールを明確に伝えることができるので、トラブルを未然に防止することが出来ます。

また、就業規則が無ければ、これらのトラブルに対して、会社側としてもあいまいな主張しかすることが出来ず、会社にとって不利な解決を強いられる恐れがあります。

② 良い人材を集めることができる。

就業規則がなければ、会社は経営者によって恣意的な運用がされているのだというレッテルを貼られてしまいます。良い人材は、その会社がどのようなルールに基づいて運営されているかについて敏感です。就業規則があれば、ルールの明確なホワイトな会社であると認識され、良い人材が集まります。

③ 人件費の削減

就業規則がなければ、時間外労働の管理も従業員任せになります。仕事が終わっているにもかかわらず、会社に居残ってタイムカードを押す従業員。未払い残業代請求のトラブルになった場合、タイムカードのとおり割増賃金を払わなければなりません。時間外労働は、所属長の承認がなければできない等の就業規則を定めておけば、これらのトラブルに対して会社に有利な解決を導き、無駄な人件費を抑えることができます。

④ 助成金の申請

厚生労働省が行う助成金については、就業規則が作成されていることが条件となっているものが多く、就業規則を作成することによって、助成金の申請が可能となります。

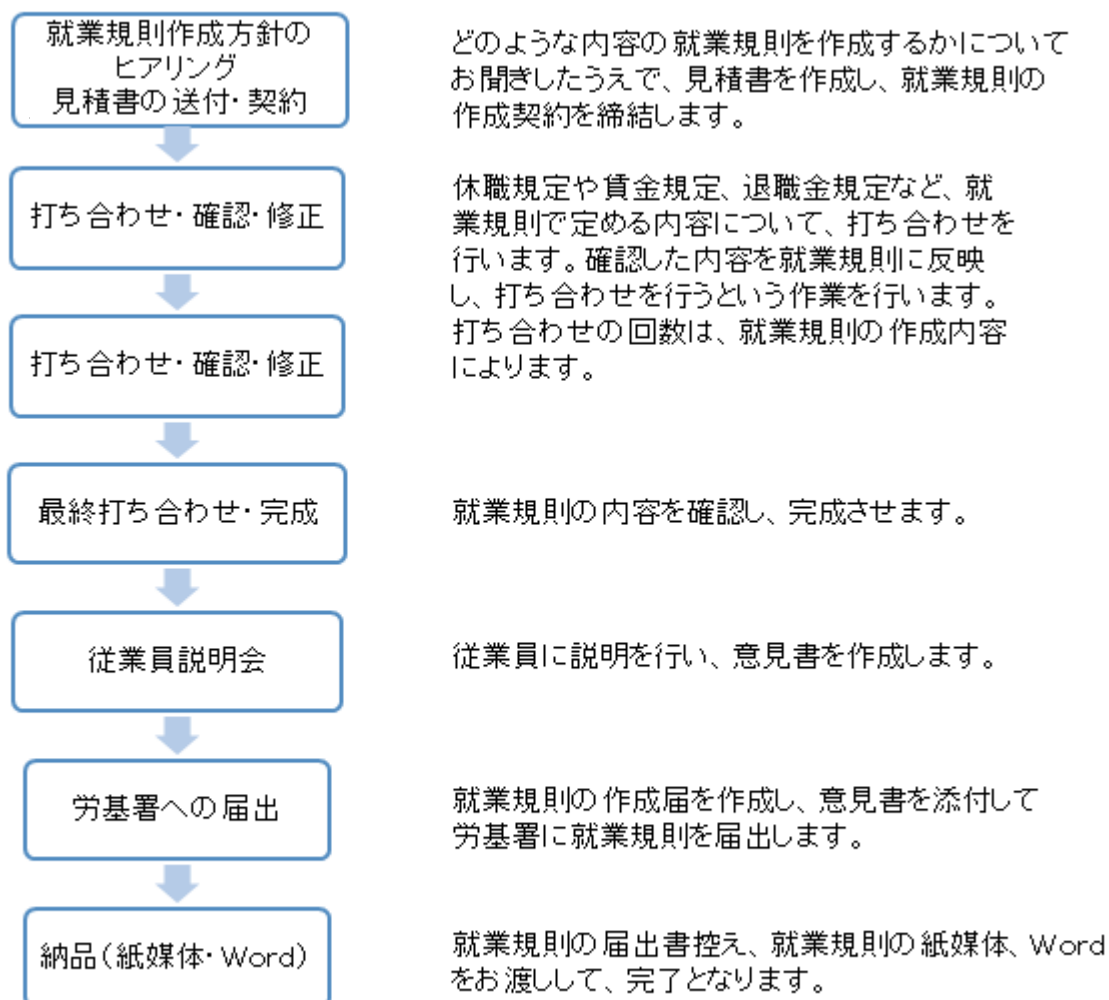
⑤ 税金や社会保険料の削減

出張旅費規程や退職金規定を定めると、税金や社会保険料の削減を図ることが出来ます。

⑥ 合理的かつ効率的な会社運営によって会社の業績をアップ

就業規則を作成し、会社の仕組みを明確にすることによって、従業員は安心して働くことができますので、従業員の定着率が上がります。従業員の定着率が上がり、経験や知識を蓄えた従業員が増えることによって、会社の業績もアップします。また、就業規則に、社長の熱い思いを存分に盛り込んで、従業員のモチベーションをあげて、明るい職場環境を実現することができます。

就業規則作成フロー



就業規則の作成は、御社の方針をお聞きしたうえで、見積書を作成して契約を締結し、作成作業に取り掛かっていきます。

打ち合わせと修正作業を繰り返し、完成した後に従業員説明会を行って従業員代表の意見書を作成し、意見書と就業規則を労基署に届け出ます。

その後、御社に就業規則の紙媒体と Word データを納品という流れになります。

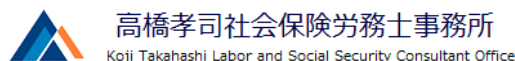
打ち合わせの間隔は2週間をみていただき、その間に修正作業を行います。通常就業規則は、2ヶ月で完成の予定ですが、諸規定を作成するなど内容によっては2ヶ月を超える場合もあります。

就業規則作成料金表

	顧問契約あり	顧問契約なし
診断	無料	30,000 円～
新規作成	200,000 円～	250,000 円～
変更	50,000 円～	80,000 円～
諸規定の追加	50,000 円～	80,000 円～
従業員説明会	20,000 円～	40,000 円～

※業種及び規模等により、内容が複雑多岐にわたる場合は別途相談となります。

事務所概要



高橋孝司社会保険労務士事務所

Koji Takahashi Labor and Social Security Consultant Office



代表 高橋 孝司

〒530-0047

大阪府大阪市北区西天満1-7-20

JIN・ORIXビル9階

東浦光利法律事務所内

TEL: 080-2676-7803

FAX: 06-6361-1678

URL: <http://www.a-sr.jp>

Email: takahashi@a-sr.jp

明るい会社作りをサポートします。ご相談は無料
ですので、お気軽にご相談ください。

こんにちは。代表の高橋孝司です。私は、日本年金機構で勤務した後、労働と年金の専門家として企業のお役に立ちたいと考え、当事務所を開業しました。

最近、未払い残業代問題やメンタルヘルス不調の問題が増加し、労務トラブルに頭を悩ませることが多くなっていると思います。当事務所では、フットワークの軽い社労士が、御社のもとに駆けつけ、悩める労務トラブルを解決し、明るい会社作りをサポートします。

人事労務関係や年金について、何かお困りのことがございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。